

第二次愛知県再犯防止推進計画の骨子案

1. 第一次計画に基づく取組の成果と課題

(1) 成果

- ・国及び民間団体等とともに各種施策に取り組み、一定の成果が上がっている。
- ・就労については、刑務所出所者等への就職活動支援により保護観察対象者及び矯正施設入所者の就職者数が増加するとともに、保護観察等の期間終了後も引き続き息の長い職場定着支援を実施したことにより、6か月超の就労者の割合が大幅に増加している。
- ・また、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする者への支援について、地域生活定着支援センターを中心に、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携・協働により、矯正施設入所中から退所後まで一貫したコーディネート業務等が実施されており、支援実績は増加している。
- ・さらに、「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業」により、弁護士が刑事司法手続内での支援にとどまらず、犯罪をした者等に寄り添い、社会復帰に向けた支援の聞き取りを行い、居住手続や就労窓口、医療・福祉等関係機関への引継ぎなどの支援を行うことで、円滑な社会復帰につなげており、年々そのニーズは高まっている。

(2) 課題

- ・犯罪をした者等へは、就労や住居、福祉など分野横断的な支援が求められるとともに、支援に携わる機関・団体にとって必要な情報が点在しているため、県・国・市町村・民間団体等の一層の連携強化及び支援情報の共有が不可欠である。
- ・保護司の充足率が2025年に初めて9割を下回るなど、保護司の確保が喫緊の課題となっている。
- ・刑務所出所者等の高齢化が進んでいるものの、高齢者の就労ニーズに合っていないことから、多様な業種の協力雇用主の確保を図る必要がある。
- ・国の第二次再犯防止推進計画において、市町村の役割は、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切に保健医療・福祉等の各種行政サービスを提供するよう努めるなどとされているものの、県内では、市町村の約4割※で地域再犯防止推進計画が策定されておらず、再犯防止に関する知見やノウハウが不足している市町村があることから、犯罪をした者等に最も身近な市町村における再犯防止の取組をより一層推進していく必要がある。

※2025年4月1日時点で24市町村が未策定

2. 第二次計画の基本的な方向性

- ・県・国・市町村・民間団体等による支援の実効性を高めるため、相互の連携を更に強固にし、支援情報の共有を行うことができる体制を整える。
- ・これまでの取組の成果や課題を踏まえ、保護司の担い手の確保や就労支援、福祉支援や住居支援などに引き続き取り組むとともに、保護司の安全確保や多様な業種の協力雇用主の確保など、社会情勢に対応した取組をより一層推進する。
- ・更生保護法の改正（2023年12月施行）による地域援助及び刑執行終了者等を対象とした援助の新設や、刑法の改正（2025年6月施行）による拘禁刑の導入など、新たな動きに対応した取組を実施する。
- ・犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、社会復帰に向けた息の長い支援を実現するため、市町村における再犯防止の取組を推進するとともに、地域における支援ネットワークの構築を進める。

3. 第二次計画の基本方針及び施策の柱

- ・以下の5つの基本方針のもと、6つの施策の柱を掲げ、施策の柱ごとに取組を位置付ける。

〔5つの基本方針〕

- (1) 国、県、市町村、民間団体等による緊密な連携協力を確保し、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の構成員として円滑に社会復帰できる社会の実現に向けて、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進する。
- (2) 犯罪をした者等が、その特性に応じて、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにする。
- (3) 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等の存在を十分に認識するとともに、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解して、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて、再犯防止に取り組む。
- (4) 県内の犯罪等の実態を踏まえて、必要に応じて関係機関や民間団体等から意見聴取を行うなどし、社会情勢に応じた再犯防止の施策に取り組む。
- (5) 再犯防止の取組について、広く県民の関心と理解を得られるよう、分かりやすく効果的な広報に取り組む。

〔6つの施策の柱〕

- (1) 国・県・市町村・民間団体等の連携強化
- (2) 就労・住居の確保
- (3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- (4) 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等
- (5) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等
- (6) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

4. 第二次計画の計画期間

- ・2026年度から2030年度までの5年間とする。